

# 千葉県報

号外  
令和6年3月29日

## 主要目次

- 職員職の設置に関する規則の一部を改正する規則
- 千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令
- 千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令
- 千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令
- 千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令
- 千葉県総務部情報システム課等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

## 規則

職員職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 千葉県規則第十八号

### 職員職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員職の設置に関する規則（昭和三十二年千葉県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中「主任上席精神保健福祉相談員」を

「主任上席精神保健福祉相談員」に改める。

第五条第一項の表中「上席保育士」を

「上席保育士 主任精神保健福祉相談員」に改める。

## 附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

## 訓令

千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 千葉県訓令第三号

出先機関

千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令  
千葉県職員被服等貸与規程（昭和四十六年千葉県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一ヤードの検査業務に従事する職員の項中「の検査業務」を「又は特定再生資源屋外保管事業場の検査業務」に改め、同表産業支援技術の試験研究業務に従事する職員の項中「技術支援室、食品・化学技術室又は」を「食品技術室、化学技術室又は」に、「技術支援室又は食品・化学技術室、」を「食品技術室又は化学技術室」に、「技術支援室、食品・化学技術室、」を「食品技術室、化学技術室、」に改め、同表職業訓練指導業務に従事する職員の項中「高等技術専門学校又は障害者高等技術専門校の金属加工科」を「テクノスクール又は障害者テクノスクールの金属加工科」に、「溶接非破壊検査科」を「非破壊検査科」に、「高等技術専門学校又は障害者高等技術専門校の情報技術科」を「テクノスクール又は障害者テクノスクールの情報技術科」に、「高等技術専門校の自動車整備科」を「テクノスクールの自動車整備科」に改め、同表高等技術専門校の寄宿舎の炊事の業務に従事する職員の項中「高等技術専門学校」を「テクノスクール」に改める。

別表第二ヤードの検査業務に従事する職員の項中「ヤードの」を「ヤード又は特定再生資源屋外保管事業場の」に、「ヤード対策」を「ヤード又は特定再生資源屋外保管事業場」に改める。

## 附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 千葉県訓令第四号

### 千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

千葉県職員被服等貸与規程（平成十七年千葉県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び所属長」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「及び所属長」を削り、同項を同条第三項とする。

第八条第一項中「第三条、第四条及び」を「第三条第一項及び第二項、第四条並びに」に改め、同条第三項中「第四条第三項第五号」を「第四条第三項第四号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、前三項及び第八条の三の規定による休憩時間の時間において職員に勤務をすることを命ずることができる。この

場合において、所属長は、当該勤務をする時間と同一の時間数の休憩時間を所定の勤務時間（これらの規定による休憩時間の時間を除く。）の途中に置かなければならない。

（勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りの申告）

**第八条の二** 勤務時間規則第一条の四第一項の規定による申告は、庶務共通事務処理システムにより行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、前項の規定による申告について必要な事項は、総務部長が別に定める。

（勤務時間条例第六条第五項の休憩時間）

**第八条の三** 所属長は、勤務時間条例第六条第五項の規定により、第八条第一項第二号又は第二項に規定する休憩時間の時間帯における休憩時間を置くだけでは勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務（職員の住居その他総務部長が別に定める場所（以下「職員の住居等」という。）における勤務をいい、当該在宅勤務を行う時間帯の直前又は直後に置かれた当該休憩時間に職員の住居等と通常の勤務場所との間の移動が必要となるものに限る。）の適切な実施を確保できない場合に該当することとなるときは、当該移動に要する時間を超えない範囲内において、総務部長が別に定めるところにより当該休憩時間を延長することができる。この場合においては、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。

2 所属長は、勤務時間条例第六条第五項の規定により、勤務時間条例第三条第三項の規定により勤務時間を割り振る場合において、前条第一項の規定による申告をした職員から休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻について申告があったときには、当該申告を考慮して休憩時間を置くものとする。この場合において、当該申告どおりに休憩時間を置くことと公務の運営に支障が生ずると認める場合には、総務部長が別に定めるところにより休憩時間を置くことができるものとする。

3 前項の休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻についての申告（以下「休憩時間の申告」という。）は、第八条第一項第二号又は第二項に規定する休憩時間の時間帯における休憩時間を置くことができない場合であって一日の勤務時間が六時間を超える場合においては、一時間（一日の勤務時間が六時間を超え八時間以下の場合であって総務部長が別に定める場合は、四十五分以上一時間未満の範囲内の時間であって総務部長が別に定める時間）の休憩時間を勤務時間の途中に置くことその他総務部長が別に定める基準に適合するものでなければならない。

（休憩時間の申告）

**第八条の四** 休憩時間の申告は、庶務共通事務処理システムにより行わなければならない。

2 職員は、第八条第一項第二号又は第二項に規定する休憩時間の時間帯における休憩時間を置くことができない場合であって一日の勤務時間が六時間を超える場合には、休憩

時間の申告を行わなければならない。  
3 前各項に規定するもののほか、休憩時間の申告について必要な事項は、総務部長が別に定める。  
別記第三号様式を次のように改める。

第三号様式（第五条第一項）

履 歴 書

（一枚目）

|                    |                       |               |             |
|--------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| フリガナ<br>氏名<br>(性別) | ( )                   | 写 真           |             |
|                    |                       |               | 旧 姓         |
| 年齢婚姻               | 年 月 日 生               | 歳             |             |
| 本籍地                | ( ) 年 月 日 異動)         |               |             |
| 理住所                | 〒 - -                 | ( ) 年 月 日 異動) |             |
| TEL. - - -         |                       |               |             |
| 学 校 ・ 学 部 ・ 学 科    | 期 間                   | 制 度 区 分       |             |
| 学 歴                | 名                     | 称             |             |
| 資 格 ・ 免 許          |                       | 取 得 年 月 日     |             |
| 現 勤 務              | 所 属<br>係 職 命 与<br>特 給 | 採 用           | 年 月 日 命 分 種 |
|                    |                       | 任 用 替         | 年 月 日 命 分 種 |
| 研 修                | 研 修 先                 | 期 間           | 期 間         |
|                    |                       | 事 由           | 期 間         |
| 休 業 ・ 休 暇 等        |                       |               |             |

（二枚目）

|       |         |       |
|-------|---------|-------|
| 発令年月日 | 発 令 内 容 | 発 令 庁 |
|       |         |       |

附 則

この訓令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第五条及び別記第三号様式の改正規定は、同年四月一日から施行する。

千葉県総務部情報システム課等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第五号

本 庁  
食肉衛生検査所

千葉県総務部情報システム課等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

千葉県総務部情報システム課等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成十八年千葉県訓令第二十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「千葉県総務部情報システム課等」を「千葉県総務部税務課等」に改める。

第一条中「千葉県総務部情報システム課」を「千葉県総務部税務課に勤務する職員（特別滞納処分室に勤務する職員を除く。）に限る。」に改める。」「総務部情報システム課」に、「農林水産部流通販売課」を「農林水産部生産振興課」に改める。

第三条第二項中「かつ」の下に、「税務課長」を加え、「流通販売課長」を「生産振興課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

購読料 本号 一部 一二円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千 葉 県  
〇四三(二二三)二六五八